

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月12日

【会社名】 ITbookホールディングス株式会社

【英訳名】 ITbook Holdings Co.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼CEO 恩田 饒
代表取締役社長 前 俊守

【本店の所在の場所】 東京都中央区（注）1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 ITbook株式会社
管理本部長 久野 慎一郎
サムシングホールディングス株式会社
取締役管理本部長 東 剛史

【最寄りの連絡場所】 ITbook株式会社
東京都港区虎ノ門三丁目1番1号
サムシングホールディングス株式会社
東京都江東区木場1丁目5番25号

【電話番号】 ITbook株式会社
03 - 6435 - 8711（代表）
サムシングホールディングス株式会社
03 - 5665 - 0840（代表）

【事務連絡者氏名】 ITbook株式会社
管理本部長 久野 慎一郎
サムシングホールディングス株式会社
取締役管理本部長 東 剛史

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 1,935,148,121円（注）2

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注）1．本届出書提出日現在におきまして、ITbookホールディングス株式会社（以下、「当社」といいます。）は未成立であり、平成30年10月1日の設立を予定しております。なお本店の所在の場所につきましては、東京都中央区を予定しております。

2．本届出書提出日において未確定であるため、ITbook株式会社（以下、「ITbook」といいます。）及びサムシングホールディングス株式会社（以下、「サムシング」といいます。）の最近事業年度末日（ITbookは平成30年3月31日、サムシングは平成29年12月31日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	20,618,452株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注)4

(注)1. 普通株式は、平成30年5月28日に開催されたITbook及びサムシング(以下、総称して「両社」という場合があります。)の取締役会の決議(株式移転計画の作成)、ITbookにおいては平成30年6月28日に開催予定の定時株主総会、サムシングにおいては平成30年6月28日に開催予定の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下、「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。

2. 上記発行数は、ITbookの平成30年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数(16,710,000株)及びサムシングの平成30年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数(4,114,200株)を前提として算出しています。但し、当社が両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下、「基準時」といいます。)までに、それぞれが所有する自己株式を消却する予定であるため、ITbookの平成30年3月31日時点における自己株式数(38株)は、上記の算出において、対象から除外しております。なお、サムシングは、平成30年3月31日時点において自己株式を保有しておりません。また、ITbook又はサムシングの株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両社の平成30年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、上記発行数が変動することがあります。

3. ITbook及びサムシングは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)マザーズ市場に新規上場申請を行う予定です。

4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることとします。(注)1、2

(注)1 普通株式は、本株式移転に際して、基準時におけるITbook及びサムシングの株主に、ITbook株式1株に対して1株、サムシング普通株式1株に対して0.95株の割合で割当て交付いたします。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日(平成30年6月12日)において未確定ですが、ITbook及びサムシングの最近事業年度末日(ITbookは平成30年3月31日、サムシングは平成29年12月31日)現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額は1,935,148,121円であり、発行価額の総額のうち900,000,000円が資本金に組み入れられます。

2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続きを行い、平成30年10月1日より東京証券取引所マザーズ市場に上場する予定です。東京証券取引所への上場申請手続きは、東京証券取引所所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定める、いわゆるテクニカル上場(同規程第2条第(73)号、第208条)により上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る(同施行規則第216条第1項。))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」（注）2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所マザーズ市場への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

(1) 本株式移転による経営統合の背景と目的等

経営統合の経緯・目的

ITbookグループは、官公庁、独立行政法人、地方自治体等の公共機関や民間企業に対して、ICT（情報通信技術）に関するコンサルティング業務、システムの開発・保守運用業務、ソフト及びハードウェアの販売、人材の紹介・派遣等の業務を営んでいます。

サムシンググループは、主に住宅に係る安全の基礎となる地盤に関し、地盤調査・改良業務と保証事業を営むほか、地盤システム事業、住宅検査事業を実施し、住宅価値の向上を目指す業務を営んでいます。また、海外においてもベトナム、カンボジア、シンガポールを中心に、東南アジアで事業展開を図っています。

IoT、AI、ビッグデータ、クラウドコンピューティングといった新技術により環境が大きく変化していく中で、ITbookは「あらゆるモノをネットにつなぐIoTによる地方自治体の課題解決・地方創生」のための子会社「みらい株式会社（本社：広島県）」を設立し、静岡県藤枝市でも同様の試みをしています。

また、ITbookの子会社のデータテクノロジー株式会社は、建設関係の気象観測システムや騒音・振動測定機器等を製造し、大手ゼネコンに納入しています。さらに、新潟県を本社とする子会社の株式会社コスモエンジニアリングは、大手ゼネコンへの人材派遣業務を行っています。

一方、サムシンググループは、戸建てや商業用地を対象とした地盤改良事業や地盤保証、さらには既設構造物に対する診断を含めた維持管理業務、法面防災技術・涵養促進技術等の防災対策において、ITbookの強みであるIoT、AI、ビッグデータの利活用が見込まれます。また、同グループは、ITbookと一体化することにより、現在、実施している年間30,000件の地盤調査・改良業務と10,000社を超える顧客基盤等のデータをビッグデータとして活用することにより、営業推進・生産効率の向上に繋がれると考えています。

両社は、これらのシナジー効果による両社のさらなる成長・発展を目指しています。両社は、本株式移転での当社の設立による経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）に向け協議・検討を進めていくことについて平成30年4月6日付で覚書を締結し、本株式移転による当社の成立日（本株式移転の効力発生日）を平成30年10月1日（予定）とすることとしておりましたが、平成30年5月28日付で、両社が本経営統合を行うことについて最終的な合意にいたりました。

経営統合後の方針及び当社の経営理念

本経営統合にあたって、ITbookは、IoT、AI、ビッグデータ、クラウドコンピューティング等関連業務においてサムシングが行っている業務での実証的利活用ができる一方、サムシングは、従来の業務にICTをより効率的、効果的に取り入れ、さらなる付加価値の高いサービスの提供等によるシナジー効果の最大化を見込みます。

この方針により、本経営統合後の経営理念を「ICT技術を活用することにより社会インフラの効率的、効果的付加価値の向上及び、社会貢献を目指す。」としました。

本経営統合により見込まれる相乗効果

具体的には、以下のような相乗効果を見込んでいます。

ITbookは、サムシングが行っている土壌調査・地盤改良業務などの事業に、あらゆるモノをネットにつなぐIoT技術の実証的応用により、IoTコンサルティング業務の質の向上、付加価値の高いサービス提供等が出来ます。

また、ITbookは、サムシングの防災対策技術等を利活用し、国や地方自治体における多種多様な課題解決に向けたより効率的・効果的な対応が可能となります。

地震・豪雨災害の多い日本において、サムシングが主業とする地盤工事、診断、法面防災技術、涵養促進技術は近年その重要性を増してきており、ITbookの主要取引先である官公庁・地方自治体に、これらサムシングの技術を利活用でき、より質の高いサービスが提供できるようになります。

一方、サムシングは、ITbookのIoT、AI、ビッグデータ等の知見、ノウハウ、先進技術を取り入れることにより、業務のさらなる効率化と顧客に対しより満足度の高いサービスの提供が可能となります。具体的には、サムシングが主要業務とする地盤工事は、土木・建築業界の中で建設機械の利用頻度が高く、ITbookグループの提供する建設関連機械や、IoT技術を採用することにより、それら機械の自動化・故障の事前アラート化等を通し、機械・作業員の最適配置及び効率化が出来ます。さらに、それら技術の土木建築業界全体への発信を目指します。

また、サムシングは、これまでも、調査・施工データの改ざん防止や省力化技術等において、ICT技術の取り組みを先駆けて展開してきました。特に、数年前の横浜地区における杭データ偽装によるマンションの傾き事件などを通して、地盤に対する関心度がこれまで以上に高まってきています。その対策として、目視できない地下の杭打ち状況を、リアルタイムで正確に見える化する必要性がでてきています。この面においても、ITbookが得意とするICT技術の活用により、改ざん検知や地盤の状況把握がより容易になり、顧客満足度の向上が図れます。

ITbookは、広島県や静岡県藤枝市、長野県の白馬村などでITコンサルティング業務を実施していて、それらに関連する人材が豊富で、サムシングと一体化することにより、両社の高度なサービスの提供を可能にします。

また、ITbookとサムシングが当社の基に一体化することにより、本部機構の効率化、ガバナンスの向上等、経営効率化と経営基盤の強化が図れます。

さらに、ITbookの人材紹介・派遣部門、なかでも外国人労働者対象に設立した100%子会社「ITグローバル株式会社（本社：港区）」が、サムシングが抱えている土木建築業界の極端な人材不足を改善・解決できると考えています。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	ITbookホールディングス株式会社 (英文表示 : ITbook Holdings Co.,LTD)
(2) 本店所在地	東京都中央区
(3) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役会長兼CEO 恩田 饒 (現 ITbook 代表取締役会長兼CEO) 代表取締役社長 前 俊守 (現 サムシング 代表取締役社長) 社外取締役 佐々木 隆 (現 ITbook、サムシング 両社の社外取締役) 補欠取締役 中川 隆進 (元大蔵省 ITbook 監査役就任予定) 社外監査役 竹内 洋一 (現 ITbook 常勤監査役) 社外監査役 三谷 総雄 (現 ITbook 社外監査役) 社外監査役 岡田 憲治 (現 サムシング 常勤社外監査役)
(4) 事業内容	傘下子会社及びグループの支配及び管理、並びにこれに付帯又は関連する業務
(5) 資本金	900,000,00円
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産	未定
(8) 総資産	未定

イ 提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社とITbook及びサムシングの状況は以下のとおりです。

ITbook及びサムシングは、ITbookは定時株主総会による、サムシングは臨時株主総会による承認を前提として、平成30年10月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有割合 (%)	役員の兼任等	
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)
(連結子会社) ITbook	東京都港区	1,048	ITコンサルティング、開発、システム機器販売等	100	2	-
サムシング	東京都江東区	484	各事業会社の経営管理事業 (純粋持株会社)	100	2	-

上記のとおり、本株式移転に伴う当社設立後、ITbook及びサムシングは、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの状況（ITbookは平成29年3月31日時点、サムシングは平成29年12月31日時点）は、以下のとおりです。

ITbook

関係会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 東京アプリケーションシステム株式会社 (注)6	新潟県新潟市	50,000	システム開発事業	100.0	役員の兼任 1名 業務支援 資金の借入 債務保証
シーエムジャパン株式会社 (注)4	東京都港区	52,360	システム開発事業	99.2	役員の兼任 3名 業務支援 資金の貸付
フロント・アプリケーションズ株式会社	東京都港区	1,000	システム開発事業	100.0	業務支援
株式会社システムハウスわが家	東京都中野区	3,000	システム開発事業	100.0	業務支援 資金の借入 資金の貸付
株式会社プロネット データテクノロジー株式会社 (注)5,7	東京都目黒区 東京都立川市	4,000 33,200	システム開発事業 システム開発事業	100.0 100.0	業務支援 業務支援 債務保証
TASC株式会社	東京都港区	10,000	システム開発事業	100.0	役員の兼任 1名 資金の借入
株式会社アイニード (注)2,8	大阪府大阪市	50,000	人材派遣事業	89.8	役員の兼任 2名 資金の借入 債務保証
NEXT株式会社	東京都港区	50,000	人材派遣事業	100.0	役員の兼任 1名 人材の紹介 債務保証

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 株式会社アイニードは、特定子会社であります。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. シーエムジャパン株式会社については、債務超過会社であり、平成29年3月末時点で、債務超過額は、10,492千円であります。

5. データテクノロジー株式会社については、債務超過会社であり、平成29年3月末時点で、債務超過額は、37,601千円であります。

6. 東京アプリケーションシステム株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	750,042千円
	経常利益	53,476千円
	当期純利益	42,483千円
	純資産額	18,184千円
	総資産額	357,369千円

7. データテクノロジー株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	535,647千円
	経常利益	32,409千円
	当期純利益	29,695千円
	純資産額	37,601千円
	総資産額	231,396千円

8. 株式会社アイニードについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	1,411,178千円
	経常利益	14,939千円
	当期純利益	339千円
	純資産額	203,283千円
	総資産額	472,222千円

サムシング

関係会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社サムシング (注) 2、4、7	東京都江東区	50,000	地盤改良事業	所有 100.0	サムシングが経営指導及び管理業務の受託を行っております 役員の兼任あり 資金の援助あり
株式会社G I R (注) 2、5	東京都江東区	100,000	地盤改良事業 保証事業	所有 100.0	サムシングが経営指導及び管理業務の受託を行っております 役員の兼任あり 資金の援助あり
Something Re.Co., Ltd.	マレーシア国ラ ブアン島	13,000	保証事業	所有 100.0	役員の兼任あり
ジオサイン株式会社 (注) 2	東京都千代田区	76,250	地盤システム事業	所有 51.6	サムシングが経営指導及び管理業務の受託を行っております 役員の兼任あり
SOMETHING HOLDINGS ASIA PTE.LTD.	シンガポール共 和国	350,000SGD	海外事業	所有 100.0	資金の援助あり
SOMETHING VIETNAM CO.,LTD. (注) 3	ベトナム社会主 義共和国ホーチ ミン市	6,217百万VND	海外事業	所有 100.0 (100.0)	-
JAPANEL HOME (CAMBODIA) CO.,LTD. (注) 3	カンボジア王国 プノンペン市	300,000USD	海外事業	所有 70.0 (70.0)	-
(持分報適用関連会社) 株式会社サムシング四国	香川県高松市	13,000	地盤改良事業	所有 23.1	役員の兼任あり 資金の援助あり
(その他の関係会社) 株式会社シノケングループ (注) 6	福岡県福岡市中 央区	1,055,625	アパート販売事 業、マンション販 売事業、ゼネコン 事業、不動産賃貸 管理事業等	被所有 21.27	資本業務提携

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4. 株式会社アシストは、平成29年12月1日を効力発生日として、株式会社サムシングを存続会社、株式会社アシストを消滅会社とする吸収合併を行いました。

5. 株式会社住まいる検査は、平成29年12月1日を効力発生日として、株式会社G I Rを存続会社、株式会社住まいる検査を消滅会社とする吸収合併を行いました。

6. 有価証券報告書を提出している会社であります。

7. 株式会社サムシングについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	9,795,779千円
	(2) 経常利益	137,690千円
	(3) 当期純利益	63,489千円
	(4) 純資産額	156,568千円
	(5) 総資産額	3,948,358千円

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、ITbook及びサムシングは当社の完全子会社になる予定です。前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

イ 役員の兼任関係

当社の完全子会社であるITbook及びサムシングの役員の兼任関係は、後記「第三部 企業情報 第4 提出会社の状況 5 役員の状況」の記載をご参照下さい。

ウ 取引関係

当社の完全子会社であるITbook及びサムシングとその関係会社との取引関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

(1) 株式移転計画の内容の概要

ITbookは定時株主総会による、サムシングは臨時株主総会による承認を前提として、平成30年10月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、ITbook及びサムシングを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）を、平成30年5月28日開催の各社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。

本株式移転計画に基づき、ITbookの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、サムシングの普通株式1株に対して当社の普通株式0.95株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画においては、ITbookは平成30年6月28日に開催予定の定時株主総会において、サムシングは平成30年6月28日に開催予定の臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書（写）

ITbook株式会社（以下「ITbook」という。）及びサムシングホールディングス株式会社（以下「サムシング」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

本株式移転計画の定めるところに従い、ITbook及びサムシングは、本成立日（第7条に定義する。以下同じ。）において、ITbook及びサムシングの発行済株式の全部を新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）に取得させる共同株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これによりITbook及びサムシングは、それぞれ本持株会社の完全子会社となる。

第2条（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、「ITbookホールディングス株式会社」とし、英文では「ITbook Holdings Co.,LTD.」と表示する。

(3) 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は東京都中央区とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、38,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（本持株会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 本持株会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役（代表取締役会長兼CEOに選定予定）：恩田 饒

取締役（代表取締役社長に選定予定）：前 俊守

社外取締役：佐々木 隆

補欠取締役：中川 隆進

2. 本持株会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

社外監査役：竹内 洋一

社外監査役：三谷 総雄

社外監査役：岡田 憲治

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

監査法人 和宏事務所

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、ITbook及びサムシングの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるITbook及びサムシングの株主に対し、それぞれその所有するITbook及びサムシングの普通株式に代わり、ITbookが基準時に発行している普通株式の数に1.00を乗じて得られる数、及び、サムシングが基準時に発行している普通株式の数に0.95を乗じて得られる数の合計に相当する本持株会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。

2. 本持株会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時におけるITbook及びサムシングの株主に対して、以下の割合（以下「本株式移転比率」という。）をもって割り当てる。

(1) ITbookの株主に対しては、その所有するITbookの普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株

(2) サムシングの株主に対しては、その所有するサムシングの普通株式1株につき、本持株会社の普通株式0.95株

3. 前二項の計算において、ITbook又はサムシングの株主に対して交付する本持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、会社法（平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第5条（本持株会社の資本金及び準備金の額）

本成立日（第7条に定義される。）における本持株会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 900,000,000円
- (2) 資本準備金の額 0円
- (3) 利益準備金の額 0円
- (4) 資本剰余金の額 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

第6条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 新株予約権の交付

本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の第1欄に掲げるITbookが発行している新株予約権の新株予約権者に対して、その所有するITbookの新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる本持株会社の新株予約権を交付する。

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
ITbook株式会社 第6回新株予約権	別紙2 - 1記載	ITbookホールディングス株 式会社第1回新株予約権	別紙2 - 2記載

2. 新株予約権の割当て

本持株会社は、本株式移転に際し、基準時におけるITbookの新株予約権者に対して、その所有する前項の表の第1欄に掲げる新株予約権1個につき、第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第7条（本持株会社の成立日）

本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本成立日」という。）は、2018年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、ITbook及びサムシングが協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第8条（株式移転計画承認株主総会）

1. ITbookは、2018年6月28日を開催日として定時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
2. サムシングは、2018年6月28日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、ITbook及びサムシングが協議の上、合意により前二項に定める本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

第9条（株式上場、株主名簿管理人）

1. ITbook及びサムシングは、本持株会社の発行する普通株式が本成立日に株式会社東京証券取引所マザーズに上場されるよう、そのために必要となる一切の手續について誠実に協議の上、これを相互に協力して行う。
2. 本持株会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行とする。

第10条（剰余金の配当）

ITbook及びサムシングは、本株式移転計画の作成から本成立日までの間、本成立日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。

第11条（自己株式の消却）

ITbook及びサムシングは、本成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式（本株式移転につき会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得される自己株式を含む。）の全部を基準時において消却するものとする。

第12条（事業の運営等）

1. ITbook及びサムシングは、2018年5月28日（以下「本株式移転計画作成日」という。）から本成立日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。以下同じ。）第8条第3項に規定される子会社をいう。以下同じ。）をして善良なる管理者の注意をもってその業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. ITbook及びサムシングは、本株式移転計画作成日から本成立日までの間、本株式移転の実行若しくは本株式移転比率の合理性に重大な悪影響を与え、又は本経営統合の目的の達成が著しく困難となるおそれのある事由若しくは事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、ITbook及びサムシングは、その取扱いについて誠実に協議するものとする。

第13条（本株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、第8条に定めるITbook若しくはサムシングの株主総会のいずれかにおいて、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、又は、第14条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失う。

第14条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画作成日から本持株会社の設立までの間において、ITbook若しくはその子会社又はサムシング若しくはその子会社の財産状態、経営状態又はキャッシュフローに重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事実又は事由が発生した場合、本株式移転の実行若しくは本株式移転比率の合理性に重大な悪影響を与える事由若しくは事象が発生し、又は、かかる事由若しくは事象が判明した場合（本株式移転計画の作成時に既に判明していた事象について、本株式移転計画の作成後に重大であることが判明した場合を含む。）、その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、ITbook及びサムシングの合意により、本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し、又は、本株式移転を中止することができる。

第15条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めのない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、ITbook及びサムシングが誠実に協議の上、合意により定める。

（以下余白）

本株式移転計画の作成を証するため、本書2通を作成し、ITbook及びサムシングが記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月28日

ITbook：東京都港区虎ノ門三丁目1番1号
ITbook株式会社
代表取締役会長兼CEO 恩田 饒

サムシング：東京都江東区木場1丁目5番25号
サムシングホールディングス株式会社
代表取締役社長 前 俊守

株式移転計画書 記名押印頁

別紙 1 定款

定款

ITbookホールディングス株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、「ITbookホールディングス株式会社」と称し、英文では「ITbook Holdings Co., LTD.」と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業及びその関連事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理すること、並びに次の事業及びその関連事業を営むことを目的とする。

1. 企業経営のコンサルティング
2. 国、公共団体等の行政機関の運営コンサルティング
3. 情報システムのコンサルティング業務
4. 情報システムの設計、開発、賃貸、保守、運営管理業務
5. コンピューター及び関連機器の調達、販売業務
6. 前各号に関する調査、研究、教育、研修業務
7. 医療、介護、福祉等の施設からの業務委託に基づく以下の業務の受託
 - (1) 医療、介護、福祉に関するシステムの構築
 - (2) 医療、介護、福祉に関するコンサルティング及びマーケティング
 - (3) 医療事務、会計事務、書類の管理
8. 各種情報の調査、収集、提供に関する業務
9. 出版事業
10. 有価証券の保有、投資
11. 労働者派遣事業
12. 不動産の売買、賃貸借管理、仲介に関する業務及びコンサルティング
13. 企業に対する投資事業
14. 広告代理店業
15. 各種イベントの企画、制作
16. 健康器具の販売
17. 産業開発事業への投資に関する調査、企画
18. 総合リース業
19. 人材の募集に関する情報提供サービス
20. 損害保険代理店業
21. 有料職業紹介に関する業務
22. セメント、鉄骨その他土木建築用資材の製造、販売、販売代理及び輸出入
23. 土木建築用機械、工作用機械の製造、販売、販売代理、輸出入並びにメンテナンス及びリース業
24. 土木建築工事の設計、施工及び請負
25. 古物の売買業
26. 物品販売
27. 企業に対する投資・融資・保証・投融資の引受・仲介・斡旋及び経営の指導
28. 経営管理・事務・財務・会計・営業・総務・人事・事業開発の業務請負、指導、講習及びコンサルタント
29. 測量
30. 土壌、地下水汚染調査及び改良業務
31. 輸入代行業務及び輸入商品販売業務
32. 地盤調査業
33. 土地の損失補償の調査・算定・折衝業務
34. 土木建築工事の損害及び地盤沈下等の事業損失の調査・算定・折衝業務
35. 地盤調査、補強工事にかかる宅地地盤の不同沈下による建物損壊、地盤修復のための保証業務
36. 一般住宅、集合住宅、店舗併用住宅における建物損壊、修復、増改築、改装並びに建物完成のための保証業務
37. 土木工事、地盤改良工事並びに杭工事その他地盤補強工事の設計、施工、監理
38. 地盤調査及び地盤改良の施工記録の認証業

39. コンクリートの強度試験業務
40. 特定住宅瑕疵担保責任の履行確保に関する法律に規定する検査員の業務
41. 住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する評価員の業務
42. 建物検査及びそのコンサルタント業務
43. 住宅設備機器（冷暖房機器・空気調和機器・厨房機器・衛生機器・給湯器・給排水機器等）の販売、設計施工並びに保証業務
44. 自然冷媒ガスの販売及び自然冷媒ガスを使用した冷蔵冷凍機器の販売並びに設計施工
45. エネルギー制御に関わる機器及びシステムの販売並びに保証業務
46. 住宅及び土木関連商材販売の紹介斡旋
47. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

（公告の方法）

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、38,000,000株とする。

（単元株式数）

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（自己の株式の取得）

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（基準日）

第10条 当社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（株主名簿管理人）

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

（株主総会の招集）

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

2 株主総会は、本店所在地若しくはこれに隣接する地、又は東京都区内において招集することができる。

（定時株主総会の基準日）

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者及び議長）

第15条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役が複数の場合または代表取締役に差し支えある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、先順位の取締役がこれを招集し、議長となる。

（株主総会の決議方法）

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会の議事録）

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第20条 当会社の取締役は、7名以内とする。

（取締役の選任方法）

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長を各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役が複数の場合又は代表取締役に差し支えある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、先順位の取締役がこれを招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

- 2 前条の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（取締役会規程）

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役員の員数）

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

（監査役の選任方法）

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

- 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

- 第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

- 第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

- 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

- 第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

- 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

- 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

- 第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任方法）

- 第42条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

- 第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の責任免除）

- 第44条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

（事業年度及び決算期）

第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。

（剰余金配当の基準日）

第46条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 前項及び次条のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

（中間配当の基準日）

第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる。

（配当の除斥期間）

第48条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

（最初の事業年度）

第1条 第45条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2019年3月31日までとする。

（取締役及び監査役の当初の報酬等）

第2条 第30条及び第40条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当社の取締役の報酬等の総額は年額4,800万円以内（うち社外取締役の報酬等の総額は年額800万円以内）とし、監査役の報酬等の総額は年額800万円以内とする。

（附則の削除）

第3条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除するものとする。

別紙 2 - 1 ITbook株式会社第 6 回新株予約権

(1) 新株予約権の名称

ITbook株式会社 第 6 回新株予約権

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類と数

新株予約権の目的である株式の種類はITbook株式会社（以下、「当社」という。）普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（平成29年8月17日。以下、「割当日」という。）以降に、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または、株式併合等を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、最終気配値）とする。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

割当日後、当社の普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

割当日後、当社が当日当社普通株式につき、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てまたは、会社の他の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当てまたは、配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権の権利行使期間

平成31年 7 月20日から平成32年 7 月19日までとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、上記(4)の期間内において、新株予約権を行使する日の属する事業年度の前事業年度の単独決算の損益計算書において税引前当期純利益を計上した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当社が会計基準を変更した場合（国際財務報告基準の適用を含む）には、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において、本文と同等の条件を定めるものとする。

新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の取得条項

以下の、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(9) 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併については吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併については新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割については吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割については新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換については株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転については株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式である。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(3)で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記(6)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

上記(7)に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記(5)に準じて決定する。

(10) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(11) 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

以上

別紙2 - 2 ITbookホールディングス株式会社第1回新株予約権

(1) 新株予約権の名称

ITbookホールディングス株式会社 第1回新株予約権

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類と数

新株予約権の目的である株式の種類はITbookホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、ITbook株式会社及びサムシングホールディングス株式会社の間の平成30年5月28日付株式移転計画書に基づき新株予約権を割り当てる日（平成30年10月1日。以下、「割当日」という。）以降に、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または、株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、525円とする。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

割当日後、当社の普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の株主への無償割当てまたは、会社の他の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当てまたは、配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権の権利行使期間

平成31年7月20日から平成32年7月19日までとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、上記(4)の期間内において、新株予約権を行使する日の属する事業年度の前事業年度の単独決算の損益計算書において税引前当期純利益を計上した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当社が会計基準を変更した場合（国際財務報告基準の適用を含む）には、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において、本文と同等の条件を定めるものとする。

新株予約権者は、権利行使時において当社、ITbook株式会社またはサムシングホールディングス株式会社の取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の取得条項

以下の、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(9) 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併については吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併については新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割については吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割については新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換については株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転については株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式である。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(3)で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記(6)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

上記(7)に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記(5)に準じて決定する。

(10) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(11) 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

以上

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	ITbook	サムシング
株式移転比率	1	0.95

(注1) 株式の割当比率

ITbookの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を、サムシングの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.95株を割当交付します。なお、当社の単元株式数は100株となる予定です。

本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額を支払います。

なお、上記株式移転比率は、本経営統合契約書の締結後、本株式移転の効力発生日までの間において、株式移転比率に重大な影響を与える事由が生じた場合等には、両社で協議のうえ、変更することがあります。

(注2) 当社が交付する新株式数（予定）

普通株式：20,618,452株

上記は、ITbookの平成30年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（16,710,000株）及びサムシングの平成30年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（4,114,200株）を前提として算出しています。ただし、当社が両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）までに、それぞれが所有する自己株式を消却する予定であるため、ITbookの平成30年3月31日時点における自己株式数（38株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、サムシングは、平成30年3月31日時点において自己株式を保有しておりません。

また、ITbook又はサムシングの株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両社の平成30年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元（100株）未満の当社の普通株式（以下、「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両社の株主につきましては、その所有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

算定の基礎

本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、ITbookは株式会社AGSコンサルティング（以下、「AGS」といいます。）を第三者算定機関として選定し、サムシングは三菱UFJ銀行（以下、「三菱UFJ銀行」といいます。）を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式移転比率の分析・算定を依頼しました。

AGSは、ITbook及びサムシングの財務情報及び本株式移転の諸条件を分析した上で、ITbook及びサムシングが東京証券取引所マザーズ市場及びジャスダック市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

上記の評価手法に基づき算出した株式移転比率の評価レンジはそれぞれ以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、ITbookの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割り当てる場合に、サムシングの普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

評価手法	株式移転比率
市場株価法（基準日）	0.94～1.00
市場株価法（基準日）	0.85～0.92
DCF法	0.71～1.21

なお、市場株価法では、平成30年5月25日を基準日（以下「基準日」といいます。）として、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の基準日の株価終値、基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間における終値単純平均株価、並びに平成30年4月5日（平成30年4月6日の経営統合に関する覚書にかかる開示日の前営業日）を算定基準日（以下「基準日」といいます。）として、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の基準日の株価終値、基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間における終値単純平均株価を採用しております。

また、AGSは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則として採用し、採用したそれらの情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重要な影響を与える可能性がある事実でAGSに対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提供された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。

ITbookは、AGSより、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、AGSによる上記算定結果の合理性を確認しております。

三菱UFJ銀行は、ITbook及びサムシングが東京証券取引所マザーズ市場及びジャスダック市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、また、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下、「DCF分析」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

上記の評価手法に基づき算出した株式移転比率の評価レンジはそれぞれ以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、ITbookの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割り当てる場合に、サムシングの普通株式1株に対して割り当てられる当社の普通株式の評価レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価分析（基準日）	0.90～1.05
市場株価分析（基準日）	0.85～0.92
D C F 分析	0.89～1.79

なお、市場株価分析では、平成30年5月24日を算定基準日（以下、「基準日」といいます。）とし、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の基準日の終値、基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間及び平成30年4月9日（両社より「経営統合に関する覚書の締結についてのお知らせ」が公表された平成30年4月6日の翌営業日）から基準日までの31営業日における終値単純平均株価を採用しており、また、平成30年4月5日（両社より「経営統合に関する覚書の締結についてのお知らせ」が公表された平成30年4月6日の前営業日）を算定基準日（以下、「基準日」といいます。）とし、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の基準日の終値、基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、及び6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。

三菱UFJ銀行は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で三菱UFJ銀行に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。三菱UFJ銀行の株式移転比率の算定は平成30年5月24日時点までの情報と経済情勢を反映したものであり、かかる算定の基礎とした両社の各々の財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備作成されたことを前提としております。

サムシングは、三菱UFJ銀行より、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、三菱UFJ銀行による上記算定結果の合理性を確認しております。

算定の経緯

両社は、平成30年4月6日付で本経営統合に向け協議・検討を進めていくことについて基本合意し、本株式移転の効力発生日を平成30年10月1日（予定）として本経営統合を行うことに向け、統合検討委員会を設置して協議・検討を進めてまいりました。

ITbookは、下記「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、ITbookの第三者算定機関としてAGSを、リーガル・アドバイザーとして日比谷パーク法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、東京証券取引所マザーズ市場及びジャスダック市場におけるそれぞれの市場株価、第三者算定機関であるAGSから平成30年5月25日付で受領した株式移転比率算定書並びにリーガル・アドバイザーである日比谷パーク法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、上記(1)「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

一方、サムシングは、下記「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、サムシングの第三者算定機関として三菱UFJ銀行を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、東京証券取引所マザーズ市場及びジャスダック市場におけるそれぞれの市場株価、第三者算定機関である三菱UFJ銀行から平成30年5月25日付で受領した株式移転比率算定書並びにリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した上で、ITbookとの間で複数回に亘り交渉協議した結果、上記「算定の基礎」に記載の通り、三菱UFJ銀行の算定結果である市場株価分析（基準日）による株式移転比率の算定レンジ（0.85～0.92）を超え、市場株価分析（基準日）による株式移転比率の算定レンジ（0.90～1.05）及びDCF分析の算定レンジ（0.89～1.79）の範囲内であるため、上記(1)「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

このように、東京証券取引所マザーズ市場及びジャスダック市場におけるそれぞれの市場株価、上記の第三者算定機関による分析・算定結果並びにリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、両社は、最終的に上記(1)「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率が妥当であるという判断にいたり、平成30年5月28日に開催された両社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意しました。

算定機関との関係

ITbookのフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるAGS及びサムシングのフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である三菱UFJ銀行は、いずれもITbook及びサムシングの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式移転に際し、ITbookが発行している新株予約権については、当該新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、基準時における新株予約権者に対し、その所有する新株予約権に代わる当社の新株予約権を割当交付いたします。

なお、ITbookは、新株予約権付社債を、サムシングは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

上場廃止となる見込み及びその事由

両社は、新たに設立する当社の株式について、東京証券取引所マザーズ市場に新規上場申請を行う予定です。上場日は、平成30年10月1日を予定しております。

また、両社は、本株式移転により当社の子会社となりますので、当社の上場に先立ち、平成30年9月26日にそれぞれ東京証券取引所マザーズ市場及びジャスダック市場を上場廃止となる予定です。

なお、当社の株式上場日及び両社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

公正性を担保するための措置

ITbookは、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

(ア) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

ITbookは、本株式移転の公正性を担保するために、上記「算定の経緯」に記載のとおり、第三者算定機関としてAGSを選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。ITbookは、第三者算定機関であるAGSの分析及び意見を参考としてサムシングと交渉・協議を行い、上記(1)「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを平成30年5月28日開催された取締役会において決議しました。

なお、ITbookは、AGSから、株式移転比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

(イ) 独立した法律事務所からの助言

ITbookは、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーである日比谷パーク法律事務所から、ITbookの意思決定の方法、過程その他の本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

他方、サムシングは、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

(ア) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

サムシングは、本株式移転の公正性を担保するために、上記「算定の経緯」に記載のとおり、第三者算定機関として三菱UFJ銀行を選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。サムシングは、第三者算定機関である三菱UFJ銀行の分析及び意見を参考としてITbookと交渉・協議を行い、上記(1)「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の合意した株式移転比率により本株式移転を行うことを平成30年5月28日開催された取締役会において決議しました。

なお、サムシングは、三菱UFJ銀行から、株式移転比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

(イ) 独立した法律事務所からの助言

サムシングは、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、サムシングの意思決定の方法、過程その他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

利益相反を回避するための措置

ITbook及びサムシングの間には資本関係は存在しませんが、両社の社外取締役2名が兼任していることを踏まえ、以下の通り利益相反を回避するための措置を実施しております。

(ITbook)

ITbookは、平成30年5月28日開催の取締役会において、本経営統合契約書の締結及び本株式移転計画の作成を承認可決しておりますが、当該取締役会においては、ITbookの取締役5名のうち、社外取締役である佐々木隆氏

（以下、「佐々木氏」といいます。）及び松場清志氏（以下、「松場氏」といいます。）が、それぞれサムシングの社外取締役を兼任していることに鑑み、本経営統合に関する利益相反の可能性を排除する観点から、まず、ITbookの取締役5名のうち、佐々木氏及び松場氏以外の取締役において審議の上、その全員一致で上記決議を行った後、佐々木氏及び松場氏を加えたITbookの取締役5名全員にて改めて審議し、その全員一致で上記決議を行いました。なお、佐々木氏及び松場氏は、ITbookの立場において本経営統合に関するサムシングとの協議・交渉に参加しておりません。

また、上記取締役会の審議には、ITbookの監査役2名が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

（サムシング）

サムシングは、平成30年5月28日開催の取締役会において、本経営統合契約書の締結及び本株式移転計画の作成を承認可決しておりますが、当該取締役会においては、サムシングの取締役6名のうち、社外取締役である佐々木氏及び松場氏が、それぞれITbookの社外取締役を兼任していることに鑑み、本経営統合に関する利益相反の可能性を排除する観点から、まず、サムシングの取締役6名のうち、佐々木氏及び松場氏以外の取締役において審議の上、霍川順一氏以外の取締役の一致で上記決議を行った後、佐々木氏及び松場氏を加えたサムシングの取締役6名全員にて改めて審議し、霍川順一氏以外の取締役の一致で上記決議を行いました。なお、佐々木氏及び松場氏は、サムシングの立場において本経営統合に関するITbookとの協議・交渉に参加しておりません。

また、上記取締役会の審議には、サムシングの監査役3名が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

(1) 有価証券の買受け

ITbookの定款においては、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨の規定はありませんが、当社の定款においては、かかる規定があります。

(2) 単元未満株式の権利

サムシングの単元未満株式を有する株主はその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことをサムシングに請求すること（いわゆる単元未満株式の買増請求）ができますが、当社株式については、単元未満株式の買増請求をすることはできません。

(3) 未払いの剰余金の配当に関する利息

ITbookの定款においては、未払いの剰余金の配当及び中間配当に利息を付さない旨の規定はありませんが、当社の定款においてはかかる規定があります。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

ITbook又はサムシングの株主が、その有するITbookの普通株式又はサムシングの普通株式につき、ITbook又はサムシングに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、ITbookの株主は平成30年6月28日に開催予定の定時株主総会（ITbook）に先立って、サムシングの株主は平成30年6月28日に開催予定の臨時株主総会（サムシング）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれITbook又はサムシングに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、ITbook又はサムシングが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

ア ITbook

議決権の行使の方法としては、平成30年6月28日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成30年6月27日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、ITbookに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

イ サムシング

議決権の行使の方法としては、平成30年6月28日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成30年6月27日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、サムシングに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱いします。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、基準時におけるITbook及びサムシングの株主に割当てられます。

株主は、自己のITbook又はサムシングの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

ITbookは、第6回新株予約権を発行しておりますが、当該新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが、当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限ります。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

ITbookは、本届出書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

サムシングは、本届出書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

当社は新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

7【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、ITbookにおいてはサムシングの、サムシングにおいてはITbookの最終事業年度に係る計算書類等の内容、ITbookにおいてはサムシングの、サムシングにおいてはITbookの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象（以下、「重要な財産の処分等」といいます。）並びにITbookにおいてはITbookの、サムシングにおいてはサムシングの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項を記載した書面を、ITbook及びサムシングの本店に、平成30年6月13日よりそれぞれ備え置く予定です。

の書類は、平成30年5月28日開催のITbook及びサムシングの取締役会において承認された本株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、本株式移転に際してITbookの新株予約権を保有する新株予約権者に対して当該新株予約権に代わって交付する当社の新株予約権の内容、数、割当に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、ITbookにおいては平成30年3月期の、サムシングにおいては平成29年12月期の計算書類等に関する書類です。の書類は、ITbookにおいてはサムシングの平成29年12月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、サムシングにおいてはITbookの平成30年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。の書類は、ITbookにおいてはITbookの平成30年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、サムシングにおいてはサムシングの平成29年12月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。

これらの書類は、それぞれITbook又はサムシングの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項のいずれかに変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会に係る基準日（ITbook）	平成30年3月31日（土）
臨時株主総会に係る基準日（サムシング）	平成30年5月3日（木）
経営統合契約書及び本株式移転計画書に係る取締役会決議（両社） 経営統合契約書の締結及び本株式移転計画書の調印（両社）	平成30年5月28日（月）
定時株主総会開催（本株式移転計画の承認決議）（ITbook） 臨時株主総会開催（本株式移転計画の承認決議）（サムシング）	平成30年6月28日（木）（予定）
上場廃止日（両社）	平成30年9月26日（水）（予定）
当社の成立日（本株式移転の効力発生日）	平成30年10月1日（月）（予定）
当社株式新規上場日	平成30年10月1日（月）（予定）

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法 普通株式について

ITbook又はサムシングの株主が、その有するITbookの普通株式又はサムシングの普通株式につき、ITbook又はサムシングに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、ITbookの株主は平成30年6月28日に開催予定の定時株主総会（ITbook）に先立って、サムシングの株主は平成30年6月28日に開催予定の臨時株主総会（サムシング）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれITbook又はサムシングに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、ITbook又はサムシングが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権及び新株予約権付社債について

ITbookは、第6回新株予約権を発行しておりますが、当該新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが、当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限りません。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

ITbookは、本届出書提出日現在において、新株予約権付社債を発行していません。

サムシングは、本届出書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していませんので、該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

1 [当社]

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

2 [組織再編成後の当社]

上記のとおり、当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、ITbookの最近会計年度（平成29年3月期）（連結）及びサムシングの最近会計年度（平成29年12月期）（連結）の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。なお、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意下さい。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと仮して投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高（千円）	15,165,885
経常利益（千円）	282,058
当期純利益（千円）	117,584

3 [組織再編成対象会社]

当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの主要な経営指標等は、それぞれ以下のとおりです。

(1) ITbook

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月
売上高 (千円)	1,143,136	1,692,557	2,003,752	3,157,228	4,566,435
経常利益 (千円)	43,733	21,290	140,496	34,647	153,908
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円) ()	31,928	8,712	103,762	39,207	93,062
包括利益 (千円)	31,928	8,578	103,730	39,279	93,542
純資産額 (千円)	328,827	340,612	444,327	393,158	867,631
総資産額 (千円)	868,715	1,043,964	1,285,586	2,209,303	2,707,399
1株当たり純資産額 (円)	20.73	21.41	27.94	24.72	50.71
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円) ()	2.03	0.55	6.52	2.47	5.80
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	2.01	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	37.7	32.6	34.6	17.8	31.3
自己資本利益率 (%)	9.8	2.6	26.4	9.4	15.0
株価収益率 (倍)	110.8	723.6	129.6	-	106.72
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	59,076	90,789	58,106	6,368	16,017
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	54,130	29,779	78,447	282,627	12,994
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	106,863	80,605	70,659	456,624	336,977
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	161,903	121,939	172,258	361,503	695,457
従業員数 (人)	110	120	145	204	215

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第26期、第27期および第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第28期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 従業員数には登録型の有期雇用労働者を含んでおりません。

6. 平成25年10月1日付けで普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) サムシング

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
売上高 (千円)	9,766,306	9,275,214	9,461,788	10,006,910	10,599,450
経常利益又は経常損失 () (千円)	295,109	187,361	14,849	77,161	128,150
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円) ()	152,728	48,424	327,399	11,837	24,522
包括利益 (千円)	161,743	44,453	321,407	9,247	41,464
純資産額 (千円)	1,283,592	1,327,144	1,001,476	1,347,210	1,381,055
総資産額 (千円)	4,985,318	5,259,842	5,443,068	5,539,548	5,658,529
1株当たり純資産額 (円)	388.00	400.63	295.64	306.55	314.81
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	47.46	15.03	101.32	3.42	5.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	46.93	14.93	-	-	-
自己資本比率 (%)	25.1	24.5	17.6	22.8	22.9
自己資本利益率 (%)	12.2	3.8	-	1.1	1.9
株価収益率 (倍)	15.5	40.3	-	149.8	90.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	535,517	296,542	143,629	99,745	474,816
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	146,061	266,033	296,280	186,962	234,882
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	95,710	66,879	183,088	128,555	281,487
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,181,391	1,282,018	1,315,053	1,346,518	1,298,614
従業員数 (人)	325 (32)	355 (60)	359 (91)	359 (49)	380 (54)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員（社外への出向者を除き、社外からの出向者を含む他、常用パートを含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員、季節工を含みます。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

3. 第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 第17期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第18期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

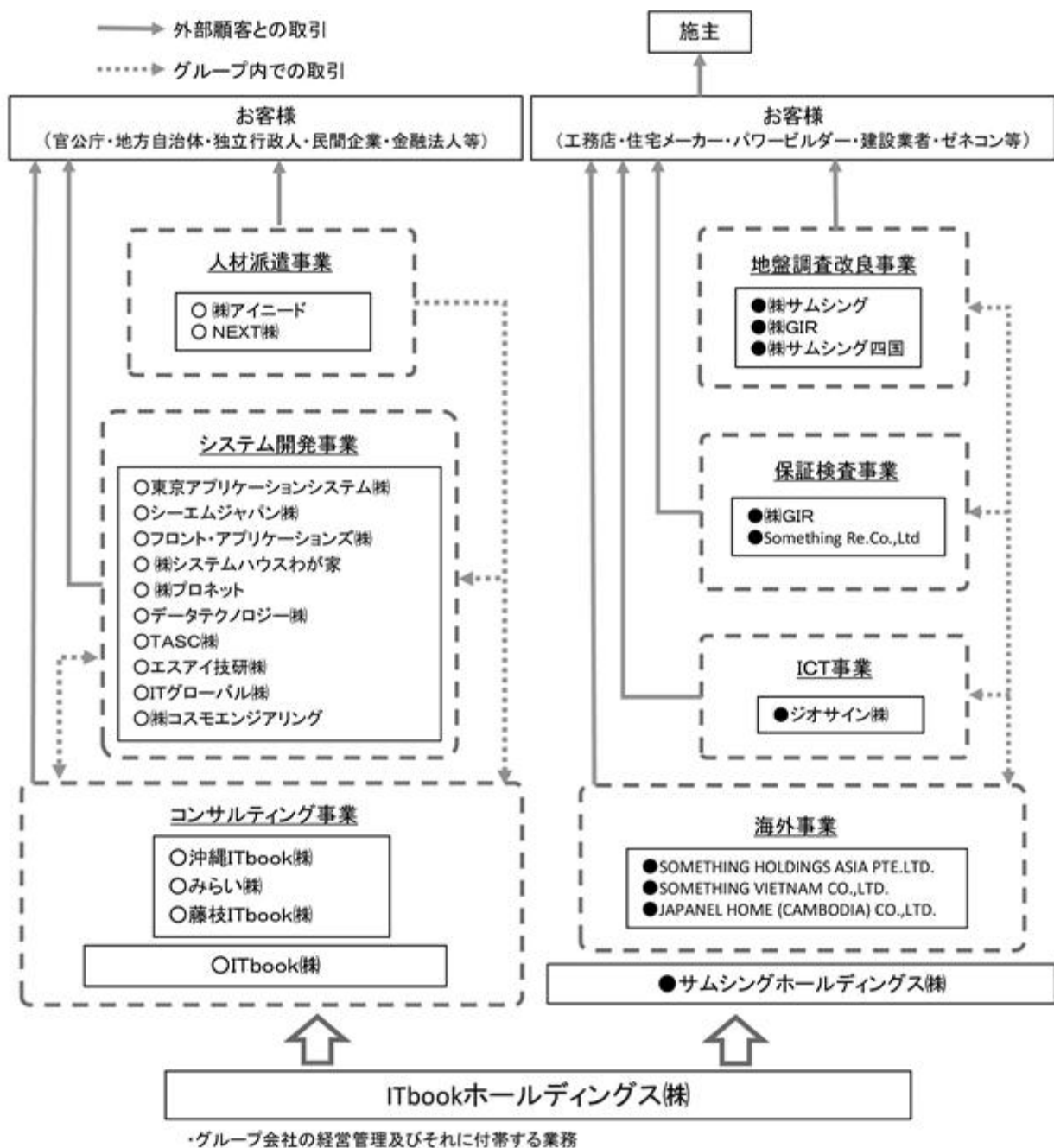
2【沿革】

- ・平成30年5月28日 ITbook及びサムシングは、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同で株式移転の方法により当社を設立することについて合意に達し、各社取締役会において本統合契約を締結し、本株式移転計画を作成いたしました。
- ・平成30年6月28日 ITbookの定時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議する予定です。
- ・平成30年6月28日 サムシングの臨時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議する予定です。
- ・平成30年10月1日 ITbook及びサムシングが株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所マザーズ市場に上場する予定です。

なお、ITbook及びサムシングの沿革につきましては、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成29年6月28日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）に記載のとおりです。

3【事業の内容】

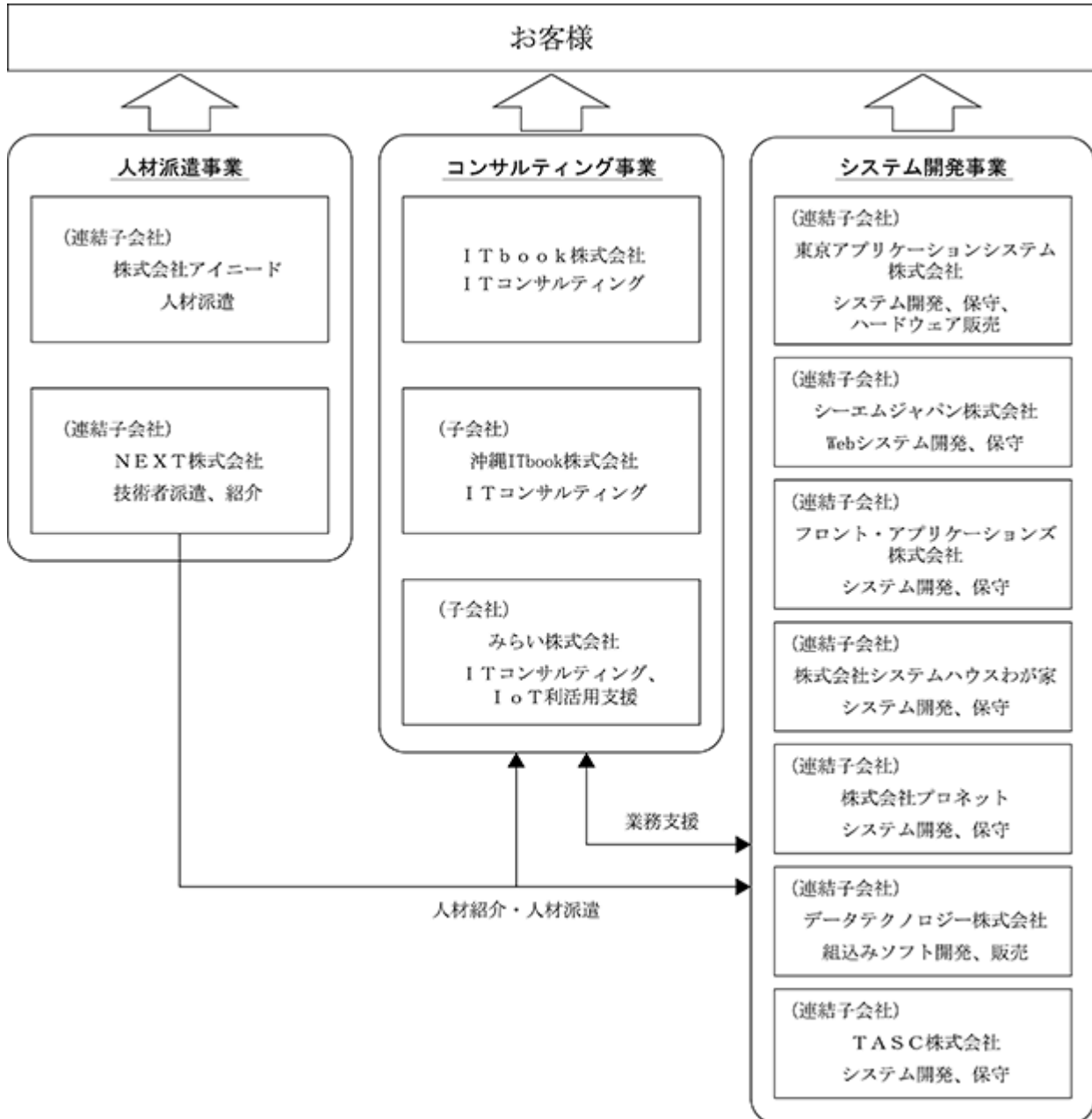
当社はコンサルティング事業、システム開発事業、人材派遣事業、地盤調査改良事業、保証検査事業、ICT事業及び海外事業等を行う会社の支配及び経営管理、並びにこれに付帯又は関連する業務等を行う予定です。



また、完全子会社となるITbook及びサムシングの事業の内容は以下のとおりです。

(1) ITbook

ITbookグループは、ITbook及び連結子会社9社、非連結子会社3社により構成されており、官公庁や民間企業等に対して、業務及び情報システムの総合的な整理・再構築により組織的な戦略目標の達成を支援する「コンサルティング事業」、新規システムの開発、保守業務、ハードウェアの販売、Webシステム開発、マーケットデータシステム開発、外国為替関連開発、生命保険関連システム開発や保守・運用及び組込開発を行う「システム開発事業」、人材紹介、技術者の派遣及び製造業・流通業等の分野への人材派遣を行う「人材派遣事業」を営んでおります。事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(2) サムシング

サムシンググループは、最近連結会計年度末現在において純粋持株会社であるサムシングのもとに連結子会社7社及び関連会社1社により構成されております。

事業としては、主に戸建用住宅地を対象として、地盤調査、地盤改良工事及び地盤保証を主に展開しております。

なお、サムシングは、純粋持株会社であり、連結子会社各社の経営指導、グループ全体の事業統括及び新規事業開発等を行っております。また、連結子会社各社から、総務、人事、経理及び経営企画等の管理業務も受託しております。

また、サムシングは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

そして、その他事業セグメントとして住宅検査関連業務を担っておりました株式会社住まいの検査は、組織活性化を図ることを目的に平成29年12月1日を効力発生日として株式会社G I Rと合併し保証事業に引き継ぎました。

事業内容と当社及び主要な関係会社の位置付け及び報告セグメントとの関係は、主として次のとおりであります。

セグメント	主な事業の内容	主な会社名
地盤調査改良事業	地盤調査 地盤改良工事 沈下修正工事 擁壁工事 測量 地盤関連業者に対する業務支援 太陽光関連工事	株式会社サムシング 株式会社G I R 株式会社サムシング四国
保証検査事業	地盤保証 住宅完成保証 住宅検査関連業務	株式会社G I R Something Re.Co.,Ltd.
I C T事業	各種システムのレンタル・販売等 電子認証サービス	ジオサイン株式会社
海外事業	東南アジアグループ各社への投資・経営管理 東南アジアにおける住宅用外壁材・内壁材の製造・販売、住宅建設請負及び関連事業、並びに地盤調査・改良工事	SOMETHING HOLDINGS ASIA PTE.LTD. SOMETHING VIETNAM CO.,LTD. JAPANEL HOME (CAMBODIA) CO.,LTD.

地盤調査改良事業

(ア) 地盤調査

住宅等の建設に必要な地盤の強度を確保できるか否かを測定する作業であり、サムシンググループでは主に「スウェーデン式サウンディング試験」により行っております。この調査方法は、荷重をかけることにより地盤の貫入抵抗を計測するもので、戸建用住宅地盤の強度を調べるのに最も一般的な試験方法であります。

サムシンググループでは、全ての調査においてフルオート調査機を使用しております。これにより個人差による調査データのバラツキがない正確な調査を実現します。

商業施設等の中・大規模建築物においては、ボーリング調査を行っております。櫓を建てて行う従来のロータリー式に加え、自社開発した自走式ボーリングマシン「地盤王ホリ・ススム」による調査を実施しております。

「地盤王ホリ・ススム」はロータリー式が必要とする櫓の組み立て作業が不要であり、また、機械を用いて掘削作業を行うため、工期の短縮が可能となります。これにより、土壌採取のコスト低減が実現され、戸建住宅等の地盤調査においても正確な土質判定、液状化判定等を実施することが容易になります。20m程度の深さまで試料採取が可能です。

(イ) 地盤改良工事

住宅地盤調査の結果、地盤が軟弱であると判明した場合、対象となる土地に対して住宅建設に耐えうるように施す補強・改良工事です。工法としては、代表的なものとして以下の様な工法があり、対象となる土地の地盤状況等に応じて、適切な工法を選択しております。

サムシンググループの住宅地盤改良工事では、建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）等のほか、各種法令・告示等に準拠して施工を行っております。

工法	内容
柱状改良工法 (深層混合処理工法)	専用の施工機を使用して、セメント系固化材をスラリー（固体と液体の混合物）状態にし、原地盤に注入しながら機械でかき混ぜることにより柱状の改良体を地中で製造します。その改良体を支持層（硬い地盤）まで打ち込み、完成した改良体の上に住宅基礎を構築し地盤強化を図ります。通常2m～8m程度の深さで行います。
NSV工法	専用の施工機を使用し、セメント系固化材を材料として、直径600mmの改良体を地中に製造する深層混合処理工法の一つです。掘削翼の背面側より固化材スラリーを吐出することができ、均質かつ高い攪拌効率を実現しております。均質に土とスラリーの混合が可能となり、高品質な改良体を築造します。通常2m～8m程度の深さで行います。
コラムZ工法	専用の施工機を使用し、セメント系固化材を材料として、直径800mm～1,200mmの改良体を地中に製造する深層混合処理工法の一つです。集合住宅や商業施設等の中規模建築物を主な対象としております。掘削翼の背面側より固化材スラリーを吐出することができ、均質かつ高い攪拌効率を実現しております。通常2m～11m程度の深さで行います。
エコジオ工法	専用の施工機を使用し、自然碎石を地中で締固めながら充填して補強体を造成します。埋めた碎石と周辺地盤に建物の荷重が伝達することが分かっており、建物を地盤全体で支え、地盤強化を図ります。掘削時にケーシングを用いて孔壁崩壊を防ぐことにより、一定品質の碎石柱体築造を可能としております。また、水の通りを良くする効果があり、液状化対策が可能であることに加え、自然碎石を用いることにより、環境に配慮した工法となっております。通常2m～5m程度の深さで行います。
表層改良工法	地表から2mまでの軟弱土を対象に地上で土とセメント系固化材をパワーショベルを使用して攪拌し、その後埋め戻しを行い転圧機で表面を固めます。柱状改良に対してプレート状の地盤改良法といえます。専用の施工機が不要なため、様々な現場での対応が可能となります。
RES-P工法	専用の施工機で小口径48.6mmのパイプ（細径鋼管）を支持層まで貫入し、小口径鋼管の上に住宅基礎を構築します。パイプ周囲の摩擦力とパイプ先端の支持力、地盤の地耐力（荷重に耐えられる力）との複合作用により、地盤の支持力を増加させます。通常6m程度の深さまで工事を行います。

(ウ) 沈下修正工事

既に沈下してしまった家屋を引き起こす工事です。油圧ジャッキを用いて鋼管を支持層まで打設し、家屋を持ち上げます。油圧ジャッキで建物の傾きを修正し、鋼管で補強した後、土を埋め戻します。

(エ) 測量

測量法で定義している基本測量や公共測量とは異なり、工務店、ハウスメーカー等が住宅の設計を行う際に必要となる敷地の現況を調査する比較的簡易な測量です。サムシンググループでは、主に現況測量と真北測量の2つを行っております。

(オ) 地盤関連業者に対する業務支援

地盤関連業者に対する業務支援、地盤改良工事施工報告書、及び地盤調査報告書作成支援システム等のレンタル・販売等を行っております。

保証検査事業

(ア) 地盤保証

サムシンググループの保証事業は、株式会社G I Rが主体となって行っております。不同沈下に起因する住宅建物部分及び地盤の補修工事費用を保証する地盤総合保証制度（商品名「THE LAND」）を建設会社・工務店等を対象に販売しております。この地盤総合保証制度の保証期間は引渡し日から10年～30年間であり、保証限度額は1件最大5,000万円であります。

Something Re. Co., Ltd.は、保証事業を支えるキャプティブを行っております。

キャプティブについて

キャプティブとは、企業や業界団体・組織が、海外の税制優遇国に子会社等の形式で設立した保険会社で、親会社若しくは親会社グループのリスクのみを専門に引き受けることを主たる目的としています。一般損害保険会社と異なり不特定多数の顧客を対象にはしないことです。

企業は通常、交通事故や製造物賠償責任といった自社の業務活動に対するリスクを保険に加入することによって金銭的な損害を最小限に留めます。いわば保険という手法によりリスクを企業の外部に遮断し、その対価として保険料を支払っています。通常、損害保険会社はあまり一般的でないリスクに対して、引受けに消極的か若しくは高い保険料を要求する傾向があります。キャプティブはこの問題に対する一つの解決手段であり、通常の保険のようにリスクを企業の外部に置かず、特定かつ限定されたリスクを内部化することで、実質的な保険料を低減することが可能となります。サムシンググループは、このようなメリットを活用して、保証事業を展開しております。

サムシンググループの保証事業のスキームにおいては、株式会社G I Rから保険会社に審査手数料を除いた保険料が支払われます。また、当該保険会社からは、保険スキーム上、他の保険会社やキャプティブを行うSomething Re. Co., Ltd.に再保険料が支払われます。

(イ) 住宅完成保証

株式会社G I Rは、住宅の完成までを支援するサービスとして住宅完成エスクローシステム「住まいるガード」を提供しております。昨今の住宅市場の低迷により、住宅業者の破綻が相次ぎ、消費者（施主）が住宅未完のまま支払いだけが残るといった問題が発生いたしました。サムシンググループでは、万が一住宅業者に不測の事態が生じても、予め消費者（施主）の資金を分別管理し、工事の進捗に応じた支払いをすることで、二重払いのリスクを負うことなく、代替え業者が工事を継承し、住宅を完成させるまでを支援するサービスを行っております。

(ウ) 住宅検査関連業務

株式会社G I Rは、特定住宅瑕疵担保責任の履行確保に関する法律に規定する検査員の業務、及び住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する評価員の業務を行っております。

ICT事業

ジオサイン株式会社は、工務店及び住宅メーカーに対して地盤調査及び地盤改良工事の電子認証サービス、及び地盤調査会社向けに各種データシステムの提供を行っております。

海外事業

(ア) 東南アジアグループ各社への投資・経営管理

SOMETHING HOLDINGS ASIA PTE.LTD.はベトナム社会主義共和国及びカンボジア王国を中心とする東南アジアに事業展開するグループ各社に対して、投資及び経営管理等のサービスの提供を行っております。

(イ) 東南アジアにおける住宅用外壁材・内壁材の製造・販売

SOMETHING VIETNAM CO.,LTD.はW P C（プレキャストコンクリートパネル）建材の製造販売を行っております。

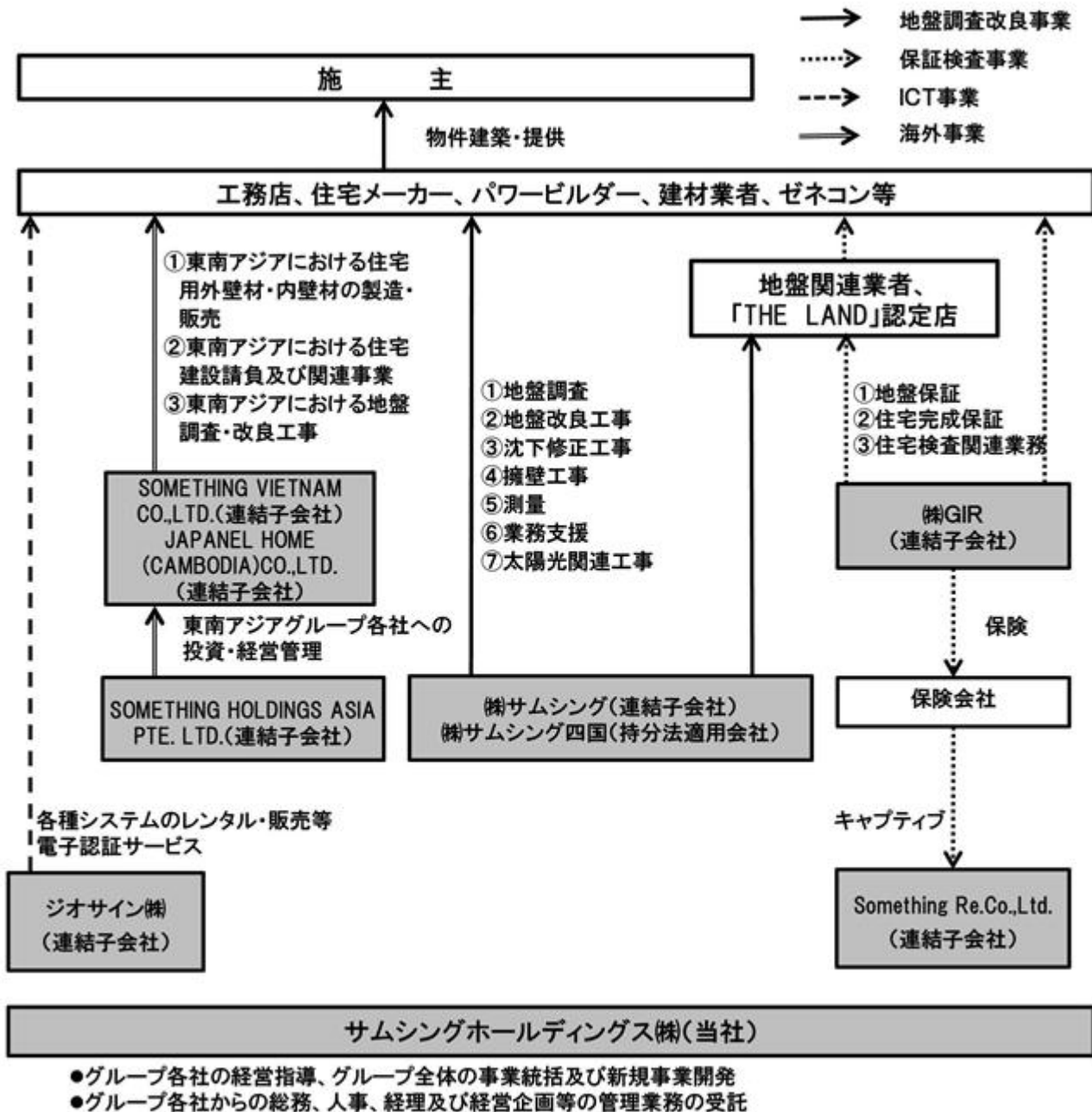
(ウ) 東南アジアにおける住宅建設請負及び関連事業

JAPANEL HOME (CAMBODIA) CO.,LTD.はカンボジア王国において、W P C（プレキャストコンクリートパネル）建材を用いた住宅の建設請負及び関連事業を行っております。

(工) 東南アジアにおける地盤調査・改良工事

SOMETHING VIETNAM CO.,LTD.はベトナム社会主義共和国において、地盤調査・地盤改良工事を行っております。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照下さい。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるITbookにおいては平成29年3月31日現在の、サムシングにおいては平成29年12月31日現在の従業員の状況は以下のとおりです。

ITbook

(平成29年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
コンサルティング事業	57
システム開発事業	91
人材派遣事業	67
合計	215

(注) 従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員1名および登録型の有期雇用労働者を含んでおりません。

サムシング

(平成29年12月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
地盤改良事業	320 (35)
保証事業	18 (5)
地盤システム事業	12 (1)
海外事業	4 (10)
全社(共通)	26 (3)
合計	380 (54)

(注) 1. 従業員数は就業人員(社外への出向者を除き、社外からの出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員、季節工を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社ですので、未定です。

連結会社の状況

当社の完全子会社となるITbookにおいては平成30年3月31日現在の、サムシングにおいては平成29年12月31日現在の労働組合の状況は以下のとおりです。

ア ITbook

当社及び連結子会社とも労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

イ サムシング

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの業績等の概要については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成29年6月28日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及び四半期報告書（ITbookにおいては平成29年8月14日、平成29年11月14日及び平成30年2月14日提出、サムシングにおいては平成30年5月15日提出）をご参照下さい。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの生産、受注及び販売の状況については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成29年6月28日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及び四半期報告書（ITbookにおいては平成29年8月14日、平成29年11月14日及び平成30年2月14日提出、サムシングにおいては平成30年5月15日提出）をご参照下さい。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成29年6月28日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及び四半期報告書（ITbookにおいては平成29年8月14日、平成29年11月14日及び平成30年2月14日提出、サムシングにおいては平成30年5月15日提出）をご参照下さい。

4【事業等のリスク】

有価証券届出書に記載したIT事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本届出書提出日（平成30年6月12日）現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成30年10月1日を予定しており、現在経営統合に向けた準備をITbook及びサムシングで進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) ITbookの事業等のリスク

ITbookの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

検収時期の遅延等による業績への影響について

ITbookグループは、検収時期の遅延等によって売上計上時期が計画より遅れることがあります。その場合には、利益計画を達成できない可能性があります。

人材の確保について

ITbookグループの今後の事業戦略を考えると、ITコンサルティングやプロジェクトマネジメントのノウハウを有する優秀な人材の確保が重要になりますが、その採用は容易ではありません。ITbookグループでは、社内人事評価システムや社内教育体制及び社外研修の充実、インセンティブなどにより、優秀な人材の確保に努めておりますが、ITbookグループの計画した人材の確保が十分にできない場合、または既存の優秀な人材が社外流出した場合には、ITbookグループの業績に影響を与える可能性があります。

情報のセキュリティ管理について

ITbookグループは、サービス提供の過程において顧客の重要情報を知り得る立場にあります。中でも技術開発支援サービスでは、最新技術の研究開発を共同して行うため、顧客のビジネス上・技術上の最重要機密に日常的に接しております。ITbookグループでは、従業員に対し徹底した教育を行い、機密保持誓約書を提出させるなど機密保持の重要性を認識させており、機密情報の漏洩防止に努めております。また、外注先企業の従業員についても同様の対策を講じております。

しかしながら、万一情報漏洩が発生した場合には、顧客からのクレーム等により、当該業務に関する契約が解約され、あるいは損害賠償請求を受ける可能性がないとは言い切れません。こうした場合には、ITbookグループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) サムシングの事業等のリスク

以下には、サムシンググループの事業展開上のリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断上あるいは事業活動を理解する上で重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から記載しております。

サムシンググループでは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生時の対応に努力する方針であります。サムシング株式に対する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また以下の記載はサムシング株式への投資に関連するリスクの全てを網羅するものではありません。

製品・サービスの瑕疵について

サムシンググループの地盤改良事業については、建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）をはじめとする各種法令等に準拠した品質管理基準により万全を期しておりますが、サムシング子会社の予見できない瑕疵又は重大な過失による施工不良並びに調査ミス等による工事・調査目的物への多額の損害賠償請求等を受けた場合には、サムシンググループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、サムシンググループの保証事業についても、JIS規格に定められた調査方法に、より正確を期すためにシステム化された厳密な条件を採用して作成された調査データにより審査し、保証の有無を判定しておりますが、保証に際して確認した地盤調査データについて、現在の調査技術においても予見できない原因や、サムシング子会社の重大な過失による調査データの過ちの見過ごし、審査ミス等により多額の損害賠償、保証請求等を受けた場合には、サムシンググループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

住宅用地盤改良事業は一定の安定した需要が見込めるため、公共工事の受注を主たる業務としていた建設会社が新規参入してくる可能性があります。また、既存の地盤改良業者がシェア拡大・維持のために低価格戦略を採ってくることも考えられます。

サムシンググループがこれらの競合他社との競争に遅れを取った場合、または受注する工事・調査の価格低下を余儀なくされた場合には、サムシンググループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

原材料の市況変動

サムシンググループでは、地盤改良事業において仕入れる材料として、主にセメントと建設用の鋼材を使用しております。サムシンググループは、業容の拡大に伴い仕入数量が増加しているため、供給業者との定期的な交渉を通じて仕入単価の低減に取り組んでおります。しかしながら、需給逼迫等により材料価格が高騰し、工事受注価格に材料費の上昇分を転嫁できない場合には、サムシンググループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保について

サムシンググループの地盤改良事業では、原則として、正社員による現場作業を中心に行っております。機械化を促進し作業の生産性向上に注力しておりますが、業容の拡大のためには作業員を一定数確保することが不可欠であります。新卒採用の開始等により安定的な人員確保に努めておりますが、雇用情勢の逼迫等により、その確保が十分でない場合には、サムシンググループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定人物への依存について

サムシンググループの事業推進者は代表取締役社長である前俊守であります。同氏は東京、千葉を営業エリアとして平成9年に地盤改良事業を専業とする株式会社サムシングを設立し、データ管理に基づいた住宅用地盤ビジネスの普及に努めて参りました。その後、事業展開を戦略的に実施するためサムシングを設立し、事業ドメインの拡大を積極的に推進いたしました。同氏は、営業、組織運営等の面において、サムシンググループの中で重要な役割を果たしております。サムシンググループは営業体制、施工体制及び管理体制等、企業集団全般にわたる経営基盤の強化に取り組んでおりますが、何らかの理由により、同氏がサムシンググループの代表取締役社長を退任するような事態になった場合には、サムシンググループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社サムシングへの依存度が高いことについて

サムシンググループの業績は、現状株式会社サムシングへの依存度が売上高で92.4%程度と高い割合を占めております。

株式会社サムシングが不測の事態により業績が大幅に悪化した場合、サムシングの業務受託収入や配当収入が減少し、サムシング単体の業績に影響を及ぼす可能性がある他、サムシンググループの連結業績にも影響を及ぼす可能性があります。

経営成績の季節変動性及び異常気象の影響について

株式会社サムシングの売上高は、26.9%程度を東北地区において占めるため、冬季（1月～3月）は降雪による閑散期に当たり、他の月に比べて大幅に売上が減少する傾向があります。その結果、売上高や利益の計上も下半期に偏る傾向にあります。

また、豪雪等の異常気象の年には、上半期と下半期の変動性が著しくなるほか、通期でのサムシンググループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

ア 建設業法

地盤改良工事を行うサムシング子会社は、建設業法に基づく「とび・土工事業」に属しており、「とび・土工事業」は建設業法による規制を受けております。5百万円以上の工事を受注するにあたっては、「とび・土工事業」の許可が必要であり、サムシング子会社の株式会社サムシングでは、建設業法第3条第1項に基づく一般建設業の許可（許可番号：国土交通大臣許可（般-27）第21635号）を取得しておりますが、将来、何らかの理由により免許の取消し等があった場合、または更新時に更新できなかった場合には、5百万円以上の工事は受注できないこととなります。

イ The Offshore Companies Act 1990及び、The Offshore Insurance Act 1990

保証事業のキャプティブを行うSomething Re. Co., Ltd.は、マレーシアの監督官庁であるLABUAN OFFSHORE FINANCIAL SERVICES AUTHORITY(LOFSA)からThe Offshore Companies Act 1990及びThe Offshore Insurance Act 1990による規制を受けております。監督官庁へ免許手数料の支払いや会計報告の提出を行わない場合に、登録（Company No.LL02871）及び免許（Licensed Offshore Insurer - License No.IS200144）の取消しを受けることとなります。

これらの法的規制の変更があった場合には、新たに法的規制を遵守するために追加の支出及び人材確保が考えられるため、サムシンググループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

保証事業について

サムシンググループの保証事業は、サムシング子会社株式会社G I R及びSomething Re.Co.,Ltd.と損害保険会社並びに再保険会社との関係において成立しております。既存の事業スキームに変更や修正が実施された場合、サムシンググループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

未回収リスクについて

サムシンググループでは売上債権の総資産に占める割合は概して高い水準にあり、当連結会計年度末で45.3%となっております。取引先の資金繰り状況等により売掛債権の未回収が発生した場合には、貸倒引当金が増加すること等が原因でサムシンググループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

有利子負債の依存度について

サムシンググループの設備取得資金及び運転資金は主に金融機関からの借入金によって調達しております。このため総資産に占める有利子負債の割合は当連結会計年度末で40.3%となっております。経済・金融情勢等によって市場金利が上昇した場合には、サムシンググループの業績に影響を及ぼすこととなります。また何らかの理由により借入が実行できなくなった場合には、サムシンググループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の保護について

サムシンググループは、事業を通じて入手したお客様の個人情報を含む様々な顧客情報をお預かりしております。個人情報保護には特に配慮し、対策を進めて事業活動を行なっております。平成26年2月に株式会社サムシング事業統括本部、設計部、調査部ではISO27001を取得しております。しかし、万が一これらの情報が外部に漏洩した場合、サムシンググループに対する信用失墜や損害賠償請求等によって、サムシンググループの業績に影響を与える可能性があります。

カントリーリスクについて

サムシンググループは、従来の保証事業に加え、新たな収益基盤の確立を目的として、平成25年度より東南アジアを中心とする海外市場に進出し事業展開を開始いたしました。これらの東南アジア諸国につきましては、所在国における国家統治の体制や宗教、文化、経済、法律、習慣の違いや為替変動リスクなど様々なカントリーリスクが存在しております。今後、予期せぬ法律や規制の変更、政治や経済の不安定化、テロや紛争等の社会的混乱、自然災害等が生じた場合には、サムシンググループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

海外事業の黒字化について

サムシンググループでは長期的な企業成長の確保という観点から、平成23年よりベトナム国に駐在員事務所を設立しました。そして、平成25年に現地法人（SOMETHING HOLDINGS ASIA PTE.LTD. SOMETHING VIETNAM CO.,LTD.）を設立し、また、平成28年に現地法人（JAPANEL HOME (CAMBODIA) CO.,LTD.）を設立し、海外事業の展開を進めております。

平成30年からは、カンボジアでは、W P C（プレキャストコンクリートパネル）建材の製造販売事業を、また、ベトナム国では、地盤調査・改良事業を中心に事業活動を行い黒字化を目指してまいります。今後、計画どおりに事業展開しない場合、サムシンググループの業績に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの経営上の重要な契約等については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成29年6月28日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及び四半期報告書（ITbookにおいては平成29年8月14日、平成29年11月14日及び平成30年2月14日提出、サムシングにおいては平成30年5月15日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照下さい。

6【研究開発活動】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの研究開発活動については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成29年6月28日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及び四半期報告書（ITbookにおいては平成29年8月14日、平成29年11月14日及び平成30年2月14日提出、サムシングにおいては平成30年5月15日提出）をご参照下さい。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成29年6月28日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及び四半期報告書（ITbookにおいては平成29年8月14日、平成29年11月14日及び平成30年2月14日提出、サムシングにおいては平成30年5月15日提出）をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの設備投資等の概要については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成29年6月28日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及び四半期報告書（ITbookにおいては平成29年8月14日、平成29年11月14日及び平成30年2月14日提出、サムシングにおいては平成30年5月15日提出）をご参照下さい。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの主要な設備の状況については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成29年6月28日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及び四半期報告書（ITbookにおいては平成29年8月14日、平成29年11月14日及び平成30年2月14日提出、サムシングにおいては平成30年5月15日提出）をご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの設備の新設、除却等の計画については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成29年6月28日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及び四半期報告書（ITbookにおいては平成29年8月14日、平成29年11月14日及び平成30年2月14日提出、サムシングにおいては平成30年5月15日提出）をご参照下さい。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成30年10月1日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	38,000,000
計	38,000,000

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	20,618,452	東京証券取引所 (マザーズ市場)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
計	20,618,452		

(注) 上記は平成30年3月31日現在における両社の発行済株式総数及び自己株式数から算定した株式数であり、両社は、それぞれが保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全てを本株式移転の効力発生の直前時までに消却することを予定しており、また、当社設立の直前までにITbookの新株予約権の行使等がなされる可能性があるため、当社が交付する新株式数は変動する可能性があります。

(2)【新株予約権等の状況】

ITbookが発行した新株予約権は、本株式移転の効力発生日をもって消滅し、同日付で当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。

ITbookホールディングス株式会社 第1回新株予約権の内容

区分	株式移転効力発生日現在 (平成30年10月1日)
新株予約権の数(個)	101,100(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注2)
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	101,100(注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり525円(注4)
新株予約権の行使期間	自平成31年7月20日 至平成32年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙2-2 ITbookホールディングス株式会社 第1回新株予約権の内容の「(3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「(6)増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙2-2 ITbookホールディングス株式会社 第1回新株予約権の内容の「(5)新株予約権の行使の条件」をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙2-2 ITbookホールディングス株式会社 第1回新株予約権の内容の「(9)組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針」をご参照下さい。

(注)1 平成30年3月31日現在のITbook株式会社 第6回新株予約権の個数を記載しております。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約

権者が有する当該新株予約権の合計と同数のITbookホールディングス株式会社 第1回新株予約権を交付するものです。但し、ITbook株式会社 第6回新株予約権の放棄等により変動する可能性があります。

- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画書 別紙2-2 ITbookホールディングス株式会社 第1回新株予約権の内容の「(3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成30年10月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成30年10月1日	20,618,452 (予定)(注)	20,618,452 (予定)(注)	900	900	0	0

(注) 上記は平成30年3月31日現在における両社の発行済株式総数及び自己株式数から算定した株式数であり、両社は、それぞれが保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)の全てを本株式移転の効力発生の直前時までに消却することを予定しており、また、当社設立の直前までにITbookの新株予約権等の行使等がなされる可能性があるため、当社が交付する新株式数は変動する可能性があります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるITbook（平成29年3月31日現在）及びサムシング（平成29年12月31日現在）の所有者別状況は、以下のとおりです。

ITbook

(平成29年3月31日現在)

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	34	55	20	28	15,715	15,853	-
所有株式数 （単元）	-	2,013	6,550	8,816	2,751	470	146,475	167,075	2,500
所有株式数の割合（%）	-	1.20	3.92	5.28	1.65	0.28	87.67	100.00	-

（注） 自己株式38株は、「単元未満株式の状況」に含まれています。

サムシング

(平成29年12月31日現在)

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	3	10	29	5	5	5,486	5,538	-
所有株式数 （単元）	-	1,296	270	11,352	63	5	28,150	41,136	600
所有株式数の割合（%）	-	3.15	0.66	27.60	0.15	0.01	68.43	100.0	-

（注） 所有株式数の割合は小数点第3位を切り捨てています。

(6) 【議決権の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において当社株式の所有者はありませんが、当社の完全子会社となるITbook（平成29年3月31日現在）及びサムシング（平成29年12月31日現在）の議決権の状況は、以下のとおりです。

【発行済株式】

ア ITbook

(平成29年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,707,500	167,075	-
単元未満株式	普通株式 2,500	-	-
発行済株式総数	16,710,000	-	-
総株主の議決権	-	167,075	-

(注) 自己株式38株は、「単元未満株式」に含まれています。

イ サムシング

(平成29年12月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,113,600	41,136	-
単元未満株式	普通株式 600	-	-
発行済株式総数	4,114,200	-	-
総株主の議決権	-	41,136	-

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生時点において、当社の自己株式を保有していません。

なお、当社の完全子会社となるITbook（平成29年3月31日現在）及びサムシング（平成29年12月31日現在）の自己株式については、以下のとおりです。

ア ITbook

（平成29年3月31日現在）

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

（注） 当社は、単元未満の自己株式を38株保有しております。

イ サムシング

（平成29年12月31日現在）

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において該当事項はありませんが、当社の完全子会社となる両社のストックオプション制度の内容は以下のとおりです。

ITbook

ITbookは、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成29年6月28日定時株主総会決議)

決議年月日	平成29年6月28日
付与対象者の区分及び人数	ITbook取締役（社外取締役を除く）、執行役員および従業員（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	200,000株を上限とする。（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	（注）3
新株予約権の行使期間	新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の翌日から2年を経過した日を始期として、その後10年間とする。
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、ITbook取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

(注) 1. 新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）および付与対象者の人数については、今後開催される取締役会にて決定する。

2. 株式の数

割当日後、ITbookがITbook普通株式につき、株式分割（ITbook普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または、株式併合等を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、ITbookは、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

各新株予約権の行使時の払込金額は、当該各新株予約権を行使することにより発行する株式1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所におけるITbook普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、最終気配値）とする。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

ア. 割当日後、ITbookの普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

イ. 割当日後、ITbookがITbook普通株式につき、時価を下回る価額でITbook普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、ITbookの発行済普通株式総数からITbookが保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

ウ. 上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てまたは、会社の他の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、ITbookは、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

4．新株予約権の行使の条件

- ア．新株予約権者は、行使期間内において、新株予約権を行使する日の属する事業年度の前事業年度の単独決算の損益計算書において税引前当期純利益を計上した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、ITbookが会計基準を変更した場合（国際財務報告基準の適用を含む）には、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において、本文と同等の条件を定めるものとする。
- イ．新株予約権者は、権利行使時においてITbookの取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

5．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

ITbookが合併（ITbookが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれITbookが分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれITbookが完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併については吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併については新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割については吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割については新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換については株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転については株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収合併契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

ア．交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

イ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式である。

ウ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「株式の数」に準じて決定する。

エ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記ウに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

オ．新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

カ．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

キ．新株予約権の取得条項

下記「新株予約権の取得条項」に準じて決定する。

ク．その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

6．新株予約権の取得条項

以下の、ア、イ、ウ、エまたはオの議案につきITbook株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、ITbook取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合）は、ITbook取締役会が別途定める日に、ITbookは無償で新株予約権を取得することができる。

ア．ITbookが消滅会社となる合併契約承認の議案

イ．ITbookが分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

ウ．ITbookが完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

エ．ITbookの発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得についてITbookの承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

オ．新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得についてITbookの承認を要することもしくは当該種類の株式についてITbook株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

サムシング

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

3【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社は新設会社であるため、未定です。また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成30年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。配当の決定機関につきましては、当社は、取締役会決議によるものとする予定です。

当社の剰余金の配当につきましては、毎年3月31日を基準日として期末配当を行うことができる旨、及び毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨、及び基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

4【株価の推移】

当社は新設会社ですので株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの株価の推移は以下のとおりです。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

ITbook

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	55,900	196,000 600	1,154	2,125	828
最低(円)	10,270	33,250 359	328	387	306

(注) 1. 株価は、東京証券取引所市場（マザーズ）におけるものであります。

2. 印は、株式分割（平成25年10月1日、1株 200株）による権利落後の株価であります。

サムシング

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
最高(円)	133,900 905	792	705	715	601
最低(円)	79,100 631	566	411	370	437

(注) 1. 最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ（グロース）におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ（グロース）におけるものであります。

2. 第15期の 印は、株式分割（平成25年7月1日、1株 100株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

ITbook

月別	平成29年12月	平成30年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	575	681	648	594	581	653
最低(円)	518	577	518	494	527	536

(注) 株価は、東京証券取引所市場（マザーズ）におけるものであります。

サムシング

月別	平成29年12月	平成30年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	672	543	523	491	769	662
最低(円)	536	511	463	474	489	550

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ（グロース）におけるものであります。

5【役員 の 状況】

就任予定の当社の役員 の 状況は、以下のとおりです。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するITbookの株式数 (2) 所有するサムシングの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
代表取締役会長 兼CEO		恩田 饒	昭和9年9月17日生	昭和37年4月 大和証券株式会社入社 平成元年6月 同社取締役就任 平成3年5月 同社常務取締役就任 平成3年6月 証券団体協議会常任委員長就任 平成8年1月 K O B E 証券株式会社取締役社長就任 平成18年4月 株式会社シーマ代表取締役社長就任 平成21年7月 ITbook株式会社顧問就任 平成21年9月 同社執行役員COO就任 平成21年11月 同社代表取締役社長就任 平成24年3月 N E X T 株式会社代表取締役社長就任 (現任) 平成24年4月 ITbook株式会社代表取締役会長兼CEO 就任(現任) 平成24年5月 東京アプリケーションシステム株式会社 代表取締役社長就任 平成26年2月 シーエムジャパン株式会社代表取締役 社長就任 平成27年11月 T A S C 株式会社代表取締役会長就任 平成27年12月 株式会社アイニード代表取締役会長就任 平成28年2月 同社代表取締役社長就任 平成28年5月 東京アプリケーションシステム株式会社 代表取締役会長就任(現任) シーエムジャパン株式会社代表取締役 会長就任(現任) 平成28年7月 T A S C 株式会社代表取締役社長就任 (現任) 平成28年11月 みらい株式会社代表取締役会長就任 (現任) 平成29年5月 株式会社アイニード代表取締役会長就任 (現任) 平成29年10月 ITグローバル株式会社代表取締役社長就 任(現任) 平成29年10月 藤枝ITbook株式会社代表取締役会長就任 (現任) 平成30年1月 株式会社コスモエンジニアリング代表取 締役社長就任(現任)	(注3)	(1) 353,900株 (2) 0株 (3) 353,900株
代表取締役社長		前 俊守	昭和42年1月16日生	平成元年4月 株式会社ワキタ入社 平成9年6月 株式会社サムシング代表取締役社長就任 平成12年10月 サムシングホールディングス株式会社代 表取締役社長就任(現任) 平成13年6月 Something Re.Co.,Ltd.代表取締役社長 就任 平成21年2月 ジオサイン株式会社取締役就任 平成25年1月 株式会社GIR代表取締役社長就任 平成25年3月 株式会社E - m a 代表取締役社長就任 平成25年4月 SOMETHINGHOLDINGS ASIA PTE.LTD.代表 取締役社長就任 平成28年1月 株式会社サムシング事業本部長就任(現 任) 平成28年6月 株式会社GIR取締役社長就任 平成29年1月 株式会社サムシング代表取締役社長就任 (現任)	(注3)	(1) 0株 (2) 966,000株 (3) 917,700株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するITbookの株式数 (2) 所有するサムシングの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
取締役		佐々木 隆	昭和21年7月31日生	昭和49年4月 旭化成株式会社入社 昭和63年10月 同社住宅事業部千葉営業部長 平成10年4月 同社住宅事業部東京営業部長兼理事就任 平成10年6月 旭化成ホームズ株式会社取締役就任 平成13年4月 株式会社トマス・マーケティング代表取締役社長就任 平成18年3月 サムシングホールディングス株式会社監査役就任 平成18年11月 同社社外取締役就任（現任） 平成20年3月 株式会社シーマ顧問経営諮問委員会委員長 平成20年11月 シーエムジャパン株式会社社外監査役就任 平成23年6月 ITbook株式会社社外監査役就任 平成25年6月 シーエムジャパン株式会社社外取締役就任（現任） ITbook株式会社取締役就任（現任） 平成27年12月 株式会社アイニード取締役就任（現任）	(注3)	(1) 0株 (2) 6,000株 (3) 5,700株
監査役		竹内 洋一	昭和29年10月9日生	昭和55年4月 日本ユニバック株式会社（現日本ユニシス株式会社）入社 平成2年7月 同社米国駐在員事務所（ニューヨーク）駐在 平成8年4月 同社総合企画部経営企画室 平成13年1月 同社テクノロジー・ソリューション事業部企画室 平成15年8月 NULシステム・サービス・コーポレーション代表取締役社長就任 平成22年4月 日本ユニシス・ビジネス株式会社取締役常務執行役員就任 平成27年6月 ITbook株式会社常勤社外監査役就任（現任）	(注4)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
監査役		三谷 総雄	昭和19年2月5日生	昭和42年4月 第百生命保険相互会社入社 昭和58年4月 同社京阪支社長 昭和60年4月 同社徳島支社長 平成3年4月 同社和歌山支社長 平成7年8月 同社事業法人部代理店推進担当部長 平成10年6月 帝都自動車交通株式会社常勤監査役就任 平成13年8月 株式会社協真エンジニアリング常勤監査役就任 平成18年9月 株式会社白組社外監査役就任（現任） 平成27年6月 ITbook株式会社社外監査役就任（現任）	(注4)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有するITbookの株式数 (2) 所有するサムシングの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
監査役		岡田 憲治	昭和22年5月7日生	昭和45年4月 昭和48年8月 平成8年8月 平成9年10月 平成12年6月 平成15年10月 平成18年11月	三井物産株式会社入社 旭化成株式会社入社 税理士登録 旭化成ホームズ株式会社経理部長 同社常勤監査役就任 同社コンプライアンス推進室長 サムシングホールディングス株式会社 常勤社外監査役就任（現任）	(注4)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
計							(1) 353,900株 (2) 972,000株 (3) 1,277,300株

- (注) 1 取締役佐々木隆は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役竹内洋一、三谷総雄及び岡田憲治は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、当社の設立日である平成30年10月1日から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役任期は、当社の設立日である平成30年10月1日から平成34年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 所有するITbook及びサムシングの株式数は、平成30年3月31日現在のITbook及びサムシング株式の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の際の株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に基準時まで、所有する株式数及び当社が発行する新株式数は変動することがあります。
- 6 役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定している役名及び職名を記載しております。
- 7 当社は、法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠取締役1名を選任しております。補欠取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		(1) 所有するITbookの株式数 (2) 所有するサムシングの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
中川 隆進	昭和19年8月2日生	昭和43年4月 平成10年7月 平成18年6月 平成26年6月 平成27年6月 平成28年6月	大蔵省(現財務省)入省 同省退官 株式会社トマト銀行取締役社長就任 同行取締役会長就任 学校法人東京経済大学理事・評議員(現任) 株式会社トマト銀行相談(現任) 株式会社かわでん社外監査役就任(現任)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

本株式移転後の当社のコーポレート・ガバナンスに関する事項のうち、本届出書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりです。その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人及び内部監査室を設置いたします。

会社の機関の概要

（取締役会）

取締役会は3名で構成される予定です。そのうち社内取締役（常勤取締役）は、代表取締役社長を含む2名となる予定です。

取締役会は社外取締役、全監査役の参加を得る毎月1回の定時取締役会に加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する予定です。取締役会では経営に関する重要な事項や事業計画等について適正な議論のもとに意思決定がなされ、予算及び業務の進行状況について確認する予定です。

（監査役会・内部監査室）

当社は、監査役制度を採用する予定です。監査役会は、監査役の独立性、監査の実効性を確保するため、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成される予定であり、3名全員が社外監査役となる予定です。特に、常勤監査役については取締役会のみならず、社内の重要な会議に出席する予定となっており、取締役の職務執行状況を十分に監視できる体制となる予定です。

また、内部監査室を設置する予定です。年間を通じて必要な内部監査を随時行う予定であり、その結果は内部監査室より代表取締役及び常勤監査役に直接報告される予定です。

企業統治の体制を採用する理由

当社の事業の内容、業務等に鑑み、経営の機動性を確保しつつ、健全性（適法性と株主価値の向上）と透明性を維持するための企業統治の体制として、社外取締役の選任と監査役会等との連携に重点を置いた体制を採用する予定です。

リスク管理体制及び内部統制システムの整備状況

- ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備する予定です。
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備する予定です。
- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備する予定です。
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する予定です。
- ・財務報告の適正性を確保するための体制を整備する予定です。
- ・当社グループにおける業務の適正を確保するための体制を整備する予定です。
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項を整備する予定です。
- ・監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する予定です。
- ・監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項を整備する予定です。
- ・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する予定です。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名となる予定です。

これら社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できるよう、必要の都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う予定です。また、常勤監査役が、社内の重要会議に出席することで十分な情報収集を行い、他の監査役との共有を随時行う予定です。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、当社経営陣からの独立した立場で社外取締役又は社外監査役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

会計監査の状況

会計監査人は、監査法人和宏事務所と監査契約を締結する予定です。

役員報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとします。但し、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当社の取締役及び監査役の報酬等は、取締役について総額48百万円以内（うち社外取締役の報酬等の総額は年額8百万円以内）、監査役について総額8百万円以内とする旨を定款で定める予定です。

なお、当社は役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とする旨を定款で定める予定です。

取締役の選解任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。なお、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

取締役の責任免除

当社は、取締役の責任を合理的な範囲にとどめるために、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含みます。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定める予定です。また、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨（但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とします。）を定款で定める予定です。

監査役の定数

当社の監査役は、4名以内とする旨を定款で定める予定です。監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。

監査役の責任免除

当社は、監査役の責任を合理的な範囲にとどめるために、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含みます。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定める予定です。また、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨（但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とします。）を定款で定める予定です。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

該当事項はありません。

（2）【監査報酬の内容等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、金融商品取引法に基づく監査は、監査法人和宏事務所に委嘱する予定です。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの経理の状況については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成29年6月28日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及び四半期報告書（ITbookにおいては平成29年8月14日、平成29年11月14日及び平成30年2月14日提出、サムシングにおいては平成30年5月15日提出）をご参照下さい。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度終了後3か月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	未定
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行
取次所	
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	未定

（注） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

ア ITbook

事業年度 第29期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）平成29年6月28日関東財務局長に提出。

イ サムシング

事業年度 第19期（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日）平成30年3月28日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

ア ITbook

事業年度 第30期第1四半期（自平成29年4月1日 至平成29年6月30日）平成29年8月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第30期第2四半期（自平成29年7月1日 至平成29年9月30日）平成29年11月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第30期第3四半期（自平成29年10月1日 至平成29年12月31日）平成30年2月14日関東財務局長に提出。

イ サムシング

事業年度 第20期第1四半期（自平成30年1月1日 至平成30年3月31日）平成30年5月15日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

ア ITbook

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成30年6月12日）までに、以下の臨時報告書を提出。

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月29日関東財務局長に提出。

(2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成30年4月6日関東財務局長に提出。

イ サムシング

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成30年6月12日）までに、以下の臨時報告書を提出。

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年3月28日関東財務局長に提出。

(2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成30年4月6日関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

ア ITbook

(1) 訂正報告書（上記 ア(2)の平成30年4月6日付臨時報告書の訂正報告書）を平成30年5月30日に関東財務局長に提出。

イ サムシング

(1) 訂正報告書（上記 イ(2)の平成30年4月6日付臨時報告書の訂正報告書）を平成30年5月30日に関東財務局長に提出。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

ア ITbook

ITbook株式会社

(東京都港区虎ノ門三丁目 1 番 1 号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

イ サムシング

サムシングホールディングス株式会社

(東京都江東区木場 1 丁目 5 番 25 号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの株主の状況は以下のとおりです。

ITbook

（平成30年3月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
梶 弘幸 (注) 2	東京都中央区	2,333,400	13.96
株式会社UNS (注) 2	東京都千代田区丸の内1-8-2	655,000	3.91
株式会社SBI証券 (注) 2	東京都港区六本木1-6-1	541,500	3.24
恩田 饒 (注) 2、3	東京都港区	353,900	2.11
坂東 和夫 (注) 2	兵庫県穴栗市	251,600	1.50
マネックス証券株式会社 (注) 2	東京都港区赤坂1-12-32	222,867	1.33
平野 繁行 (注) 2	千葉県浦安市	150,000	0.89
松井証券株式会社 (注) 2	東京都千代田区麹町1-4	106,300	0.63
堀内 茂隆(注) 2	福岡県久留米市	100,000	0.59
飯田 隆次 (注) 2	三重県鈴鹿市	92,500	0.49
計	-	4,807,067	28.76

(注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は小数点第3位を切り捨てています。

2 特別利害関係者等（大株主上位10位）であります。

3 特別利害関係者等（ITbookの代表取締役）であります。

サムシング

(平成29年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
前 俊守 (注) 2、3	千葉県市川市	966,000	23.47
株式会社シノケングループ (注) 2	福岡市中央区天神1丁目1-1	875,000	21.26
サムシングホールディングス社員持株 会 (注) 2	東京都江東区木場1丁目5-25深川ギャ ザリアタワーS棟4階	198,200	4.81
株式会社本陣 (注) 2	愛知県名古屋市中区矢田南3丁目13-7	132,000	3.20
株式会社千葉銀行 (注) 2	千葉県千葉市中央区千葉港1-2	120,000	2.91
前 トミ (注) 2	奈良県奈良市	83,600	2.03
山川 純子 (注) 2	兵庫県宝塚市	73,400	1.78
山川 勇 (注) 2	兵庫県宝塚市	66,000	1.60
皆川 真二 (注) 2	千葉県夷隅郡御宿町	55,000	1.33
前 耕蔵 (注) 2	奈良県奈良市	51,800	1.25
計	-	2,621,000	63.70

(注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は小数点第3位を切り捨てています。

2 特別利害関係者等(大株主上位10位)であります。

3 特別利害関係者等(サムシングの代表取締役)であります。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成30年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成30年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。